

## 品川区新規事業展開支援事業実施要綱

制定 令和 6 年 4 月 1 6 日 区長決定 要綱第 2 4 6 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、区内中小企業等の新規顧客の獲得を目指す新規事業に係る経費の一部を助成金として交付するとともに、当該新規事業の実施を専門家が伴走支援すること、区内中小企業等の早期の販路拡大に資することを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 新規事業展開支援事業（以下「本事業」という）に申請を行う者は、次の要件に該当しなければならない。

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。
- (2) 次の各項目に該当しない企業（以下みなし大企業という）であること。
  - ① 1 つの大企業（中小企業者以外の者）が発行済株式の総数または出資総額の 2 分の 1 以上を単独に所有または出資している企業
  - ② 複数の大企業が発行済株式の総数または出資総額の 3 分の 2 以上を所有または出資している企業
  - ③ 役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
  - ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
- (3) 同一事業を 1 年以上営んでいること。
- (4) 法人事業税および法人住民税を滞納していないこと。個人事業者の場合は個人事業税および住民税を滞納していないこと。
- (5) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でないこと。
- (7) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係をもたないこと。
- (8) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成対象事業の継続について不確実な状況でないこと
- (9) その他区長が必要と認める事項

### (対象事業)

第 3 条 本事業に応募をしようとする事業は、次の要件に該当しなければならない。

- (1) 新規市場展開や業態転換を伴う新規事業であること。
- (2) 専門家との伴走で新規顧客の獲得を目指す事業であること。
- (3) 品川区内で実施する事業であること。ただし製造業を除く。
- (4) その他区長が必要と認める事項

### (申請方法)

第 4 条 本事業の支援を受けようとする者は、品川区電子申請サービスによる申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力するほか当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）
- (2) 実施する新規事業の名称
- (3) 実施する新規事業の目的および内容
- (4) その他区長が必要と認める事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合で、本事業の支援を受けようとする者は、新規事業展開支援事業申請書（第 1 号様式）により区長に申

請しなければならない。

(採択事業の決定)

第5条 本事業の採択者および採択事業（以下「採択事業等」という）は、面接により申請があつた事業の中から決定するものとする。

2 採択事業等は新規事業展開支援事業採択決定通知書（第2号様式）により、不採択事業等は新規事業展開支援事業不採択決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(採択事業等の決定の取消し)

第6条 区長は、採択事業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、採択の決定を取り消すことができる。

(1)第2条に規定する対象者の要件に合致しないとき。

(2)第3条に規定する対象事業の要件の要件に合致しないとき。

(3)別表に定める新規事業着手助成金の申請を行わないとき。

(4)その他区長が不適当と認めるとき。

2 区長は、前条の規定による決定の取消しを行う場合は、新規事業展開支援事業採択取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(助成金の種類および内容)

第7条 採択者は、本事業を実施するにあたり助成金を申請できる。なお助成金の種類および内容は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、品川区電子申請サービスによる申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力するほか当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

(1)申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）

(2)申請する助成金の名称

(3)助成対象事業の実施内容

(4)助成対象経費およびその内訳

(5)助成金の交付申請額

(6)その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合で、助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第5号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付・不交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかに当該申請の内容を審査し、助成金交付の可否および額を決定し、助成金交付決定通知書（第6号様式）または助成金不交付決定通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知する。

(助成対象事業の変更等)

第10条 交付対象者は、助成対象事業の内容および経費配分の変更、または助成対象事業を中止しようとするときは、オンライン申請によりあらかじめ区長からその承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の各区分ごとの配分額の20%以内の額の変更については、この限りでない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

(1)申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）

(2)交付決定済みの助成金の名称

(3)中止または変更の理由

(4)その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成対象事業の内容および経費配分の変更、または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成対象事業変更（中止）承認申請書（第8号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の各区分ごとの配分額の20%以内の額の変更については、この限りでない。

4 区長は、第1項または前項の申請を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、助成対象事業変更（中止）承認通知書（第9号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（助成対象事業遅延等の報告）

第11条 交付対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の遂行状況について、指定期日までに書面により区長に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、区長に対し、オンライン申請により速やかに実績の報告をしなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

(1)申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）

(2)交付決定済みの助成金の名称

(3)助成事業額

(4)助成金額

(5)助成対象事業の実施内容および成果

(6)助成対象事業の収支に関する事項

(7)次条の規定により助成金の額が確定したときは、当該確定額を請求する旨

(8)その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、交付対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに助成金実績報告書（第10号様式）およびその他必要と認める書類を区長に提出しなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（助成金の額の確定）

第14条 区長は、前条の規定による報告を受理した場合は、速やかに実績報告の内容を審査し、必要に応じて現地審査を行う。

2 前項の審査の結果、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（第11号様式）により交付対象者に通知する。

（助成金の交付）

第15条 前条の規定により助成金の交付確定の通知を受けた交付対象者は、区長に対し、請求書（第12号様式）により、速やかに助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定により請求があった場合、交付対象者が指定した金融機関の口座に振り

込む方法により速やかに助成金を交付する。

(決定の取消し)

第16条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定および交付確定の全部または一部を取り消すことができる。

(1)偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)助成金を他の用途に使用したとき。

(3)助成金の交付決定および交付確定の内容またはこれに付した条件その他の法令違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(助成金の経理等)

第18条 交付対象者は、助成対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の管理および処分)

第19条 交付決定者は、助成対象事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 交付対象者は、取得財産等については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って使用しなければならない。

3 交付対象者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、または担保にしようとするときは、新規事業展開支援事業助成金取得財産等処分承認申請書（第13号様式）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認を受けた交付決定者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

(違約金および延滞金)

第20条 交付対象者は、第17条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返済額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

(検査)

第21条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

| 助成金の種類                                                    | 助成金の内容                                                                                              |                                                         |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                                                           | 助成対象経費                                                                                              | 助成金の額                                                   |
| ①新規事業着手助成金<br>採択事業等について換）を行うための経費の一部を助成する。                | 機械設備費<br>外注費<br>内装工事費                                                                               | 助成対象経費の3分の2<br>限度額製造業200万円<br>その他の業種100万円<br>千円未満の端数切捨て |
| ②マーケティング支援事業利用助成金<br>独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する一部事業の利用経費を助成する。 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する、<br>以下に掲げる事業の利用経費<br>(1)販路開拓コーディネート事業<br>(2)経営実務支援事業において「営業、マーケティング」をテーマとするもの | 助成対象経費の2分の1<br>限度額10万円<br>千円未満の端数切捨て                    |
| ③新規事業PRチャレンジ助成金<br>新たに行うPRのための経費の一部を助成する。                 | 広告宣伝費<br>販売促進費<br>展示会出展費                                                                            | 助成対象経費の3分の2<br>※別途要件充足により5分の4<br>限度額70万円<br>千円未満の端数切捨て  |

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地  
事業者  
代表者

### 品川区新規事業展開支援事業申請書

品川区新規事業展開支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり本事業に申請します。

#### 記

（1）実施する新規事業の名称

（2）実施する新規事業の目的および内容

別添資料のとおり

#### 〈誓 約〉

当法人（個人である場合は私）は申請にあたって、募集要項に記載された申請要件などを満たしていること、また、申請内容に虚偽がないことを誓約します。誓約に反することが判明した場合、また、採択後に制約に反する事実が生じた場合は、伴走支援および助成金の交付を取り消し、交付済みの助成金の返還を求められたときには、これに異議なく応じます。また、本事業は事業の特性上、専門家との面談等、一定の時間確保が必要となること、および面接審査の結果、不採択となる場合があること、ならびに審査内容に関する問合せについて一切応じることができないことを理解した上で申請します。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日  
号

様

品川区長

品川区新規事業展開支援事業  
採択決定通知書

年 月 日付で申請のあった新規事業について、面接審査の結果、採択となりましたので通知します。

新規事業名

「

」

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

品川区長

品川区新規事業展開支援事業  
不採択決定通知書

年 月 日付で申請のあった新規事業について、面接審査の結果、不採択となりましたので通知します。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日  
号

様

品川区長

品川区新規事業展開支援事業採択取消通知書

年 月 日付で採択を決定した新規事業について、下記のとおり、採択を中止しましたので通知します。

記

（１）実施する新規事業の名称

（２）中止の理由

以上

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

所在地  
事業者  
代表者

品川区新規事業展開支援事業助成金交付申請書

品川区新規事業展開支援事業実施要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

（１）申請する助成金の名称

（２）助成対象事業の実施内容が分かるもの  
別紙のとおり

（３）助成対象事業に要する経費および助成金交付申請額

①総事業経費 円

②助成金交付申請額 円

（４）経費内訳書  
別紙のとおり

担 当  
連絡先  
電 話  
E - mail

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

様

品川区長

品川区新規事業展開支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付を決定する助成金の名称

2. 助成金交付決定額

|        |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金<br>額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|        |   |   |   |   |   |   |   |   |

第 7 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

様

品川区長

品川区新規事業展開支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

不交付となる助成金の名称

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

所在地  
事業者  
代表者

品川区新規事業展開支援事業助成対象事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成対象事業を下記  
のとおり中止（変更）したいので、品川区新規事業展開支援事業実施要綱第10条第  
3項の規定に基づき申請します。

記

1. 交付決定済みの助成金の名称
2. 中止（変更）の理由

第9号様式（第10条関係）

年 月 日  
号

様

品川区長

品川区新規事業展開支援事業助成対象事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付で中止（変更）承認申請のあった助成対象事業について下記  
のとおり承認します。

記

1. 交付決定済みの助成金の名称
2. 承認内容  
別添「助成対象事業変更（中止）承認申請書」のとおり
3. 付帯条件

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地  
事業者  
代表者

品川区新規事業展開支援事業助成金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成対象事業について、品川区新規事業展開支援事業実施要綱第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定済みの助成金の名称

2. 総事業経費 円

3. 助成金額 円

4. 助成対象事業の実績報告

- (1) 助成対象事業実施内容および成果  
(注) 助成対象事業の成果を明らかにするための  
報告書等を添付すること。
- (2) 助成対象事業収支決算書  
(注) 領収書等支払金額の確認できる書類を添付  
してください。

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日 号

様

品川区長

品川区新規事業展開支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付第 号で通知した助成決定について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

1. 交付を確定する助成金の名称

2. 助成金交付確定額

|        |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金<br>額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|        |   |   |   |   |   |   |   |   |

## 第12号様式（第15条関係）

請 求 書

|        |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金<br>額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|

交付確定済み助成金の名称

年 月 日

品川区長 あて

年 月 日付 第 号で交付確定通知のあった助成金について  
品川区新規事業展開支援事業実施要綱第 15 条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

所在地  
事業者  
代表者

第 1 3 号様式（第 1 9 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地  
事業者  
代表者

品川区新規事業展開支援事業助成金取得財産等処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付確定通知のあった助成金により  
取得した取得財産等の処分について、品川区新規事業展開支援事業実施要綱第 1 9  
条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る助成金の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由